Baker McKenzie.



Newsletter

29 October 2026

Corporate & Tax Global Update ニューズレター Vol. 123

はじめに

Corporate & Tax Global Update は、ベーカーマッケンジーのグローバルネットワークを最大限に活かし、日本と世界各国の会社法務及び税務の「今」をタイムリーにお届けしています。

Vol. 123 となる本号では、米国 SEC による委任状制度の見直し案 ― 株主提案ルール及び委任状勧誘規則の現代化、グループ内融資に関する新たなマレーシア移転価格ガイドライン等の最新情報をお届けします。本ニューズレターが会社法務と税務の分野における皆様の羅針盤となれば幸いです。

目次

1. アジア

マレーシア：グループ内融資に関する新たなマレーシア移転価格ガイドライン

2. 豪州

オーストラリア：競業避止義務を大幅に制限する法案を公表

3. 米州

米国：SEC による委任状制度の見直し案 ― 株主提案ルール及び委任状勧誘規則の現代化

コロンビア：最新情報 ― 組織再編に関する規則の簡素化

4. 欧州

英国：企業報告制度の見直しに向けた英国政府のコンサルテーション

英国：米国の撤回可能な生前信託 ― 委託者、受託者及び受益者が留意すべき英国税務上の落とし穴

スイス：税制改正による繰越欠損金の繰越期限の延長

「Field Guide to Going Global」第5版発行のお知らせ（英語）

本ビジネスモデル、製品及び技術の海外展開を進める企業にとって、事業の成長段階によって直面する法規制上の課題は大きく変化します。ベーカーマッケンジーでは、このたび、海外ビジネスの各フェーズで検討すべき法的論点を実践的に解説したガイド「Field Guide to Going Global」 第 5 版を発行しました。

本ガイドでは、海外からの受注を受ける段階で留意すべき知的財産権や輸出規制・制裁への対応から準拠法の問題、オンライン販売段階における個人情報保護・サイバーセキュリティ規制、販売代理店等の活用段階における代理店法・フランチャイズ法及び競争法上の制約、現地法人設立段階における外国投資規制及び人材採用を巡る諸問題に至るまで、企業の海外展開の成長段階ごとに検討すべき主要な法的課題を体系的に整理しています。自社が今どの段階にあり、次のステージに進むためにどのような法的対応が必要となるのかを確認いただける実践的なガイドです。

以下の画像をクリックして、ぜひご覧ください。



「グローバル・プライベートM&Aガイド」発行のお知らせ（英語）

本ガイドは、非上場会社を対象とするプライベート M&A の取引スキームその他取引全般に影響を及ぼす約 40 の法域における制度・実務を横断的に整理し、最新の法規制動向を包括的に解説するものです。

取引スキームの検討から契約締結に至るまでの各段階における主要な法規制の枠組みを体系的に解説するとともに、税務、雇用、贈収賄防止といった重要論点に加え、企業結合規制及び外国投資規制の最新動向も取り上げています。

本ガイドはオンラインでご覧いただけ、法域別・トピック別の検索や比較を通じて、実務に即した形で必要な情報にアクセスいただけます。ぜひご活用ください。

以下の画像をクリックしてご覧ください。



1. アジア

マレーシア

グループ内融資に関する新たなマレーシア移転価格ガイドライン

概要

マレーシア内国歳入庁（Inland Revenue Board of Malaysia、以下、「IRB」）は、2026 年 7 月 30 日付で「関連者間金融取引：グループ内融資に関するマレーシア移転価格ガイドライン」（以下、「本ガイドライン」）を公表した。本稿では、グループ内融資を提供し、又は受ける企業に関連する主要な改訂内容を検討する。

はじめに

本ガイドラインは、グループ内融資の移転価格上の取扱いに関する詳細な指針を提供することにより、「2024 年マレーシア移転価格ガイドライン」の第 9 章を補完するものである。OECD 移転価格ガイドラインと概ね整合している一方で、マレーシア特有の要件及び行政上の期待も盛り込まれている。

本ガイドラインによる主な変更点

- **負債か資本か（Debt vs Equity）の区分**

本ガイドラインでは、納税者は価格設定を行う前に、当該取決めが負債であるか資本であるかをまず判断することが求められている。融資と称される取決めが資本として再分類され、その結果、利息の損金算入が否認される場合がある一方、無利子の取決めは、帰属利息を伴う融資として取り扱われる場合がある。

取決めの性質を評価するに当たり、本ガイドラインでは、強制力のある返済義務、清算時における債権者の優先順位、議決権若しくは経営権、並びに当事者による会計上の取扱い及び商業上の意図といった要素が考慮される。

- **独立企業間金利の決定**

OECD 移転価格ガイドラインに沿って、納税者は独立企業間金利を決定する際、グループ内融資を貸手及び借手の双方の観点から評価しなければならない。特に、グループへの所属から生じる影響を含め、借手の信用力が重視される。

本ガイドラインでは、信頼できる比較対象が存在する場合、**独立価格比準法（Comparable Uncontrolled Price、「CUP 法」）**を優先的な価格設定手法として位置づけている。CUP 法の適用が困難な場合、市場金利及び借手にとって現実的に利用可能な資金調達の選択肢との比較検証を条件として、**資金調達コスト法（Cost of Funds、COF 法）**を用いることができる。

- **グループ内融資の価格設定に関する新たな簡便法**

本ガイドラインは、適格なグループ内融資の価格設定に適用できる新たな簡便法を導入している。

状況に応じて、納税者は詳細な比較可能性分析を行うことなく、マレーシア中央銀行（Bank Negara Malaysia）が公表する預金金利又は平均貸出金利のいずれかを適用できる場合がある。ただし、この簡便法の適用には、リン

「2026年 グローバル データ＆サイバー ハンドブック」発行のお知らせ（英語）

ベーカーマッケンジーでは毎年「グローバル データ＆サイバー ハンドブック」をアップデートしています。最新版では、50 を超える法域の最新動向を比較しながら整理し、グローバル規制の全体像を一望できる内容となっています。

本ハンドブックでは以下のテーマを幅広く網羅しています：

- AI に関する主要な規制動向
- 非個人データ・企業データの取り扱いを巡る各国制度
- 規制当局のアプローチや執行動向
- 利用可能な救済措置や罰則
- クロスボーダーデータ移転に対する制限等

以下の画像をクリックしてご覧ください。



ギット建てであること及び 5,000 万リンギットの閾値要件を含む、一定の条件が付されている。

- **同時文書化要件の強化**

本ガイドラインでは、融資契約書、信用力評価、価格設定分析、及び独立企業間原則への準拠を裏付ける証拠を含む、十分かつ適切な同時文書を整備する必要性が強調されている。簡便法を適用する納税者は、すべての適格要件を満たしていることを示す文書も保管しなければならない。

主なポイント

新たなガイドラインにより、グループ内融資に関するマレーシアの移転価格コンプライアンスに求められる水準が引き上げられた。納税者は、もはや、書面による融資契約書及び明示された金利があれば十分であると想定すべきではない。グループ内融資の取決めが独立企業間原則に従ったものであることを立証するうえで、融資の実質、価格設定手法及び文書化が極めて重要となる。

納税者は、既存のグループ内融資の取決めを本ガイドラインの要件に照らして見直し、負債から資本への再分類リスクを評価すべきである。リンギット建てのグループ内融資を有する納税者は、グループ内融資の価格設定に関する簡便法の適用要件についても検討すべきである。

日本の多国籍企業における留意点

日本の多国籍企業においては、マレーシアの本ガイドラインに加え、日本の金融取引に関する移転価格上の取扱いとの整合性にも留意する必要がある。特に、借手の信用力、グループによる暗黙の支援、貸手の機能及びリスク並びに借手にとって現実的に利用可能な資金調達の選択肢を踏まえた金利設定について、両国で説明可能な分析・文書化を行うことが望ましい。また、キャッシュプーリングを行う場合には、単なる貸付金利だけでなく、プールリーダーの機能・リスク、参加者が享受する流動性・金利面の便益、その便益の参加者間での配分、預金・借入双方の金利設定を検証し、実態に即した契約書及び同時文書を整備することが重要となる。

最初のページに戻る

2. 豪州

オーストラリア

競業避止義務を大幅に制限する法案を公表

オーストラリア連邦政府は、2026 年 9 月、Competition and Fair Work Legislation Amendment (Banning Unfair Non-Competes) Bill 2026（以下、「本法案」）を公表した。本法案は、低所得及び中所得の労働者に対する競業避止条項の禁止を掲げた 2025 年 3 月の連邦予算、及びその後に実施された、競業避止義務その他の労働者の移動を制限する条項に関する意見募集を受けたものである。

本法案は、同僚従業員の勧誘禁止条項やいわゆるカスケード型条項の禁止、多額の制裁金等を含むものであり、従来想定されていた以上に踏み込んだ内容となっている。

本法案の主な内容は、以下のとおりである。

「データセンター最前線：最新動向と重要ポイント」発行（英語）

データセンターは、AI、クラウドコンピューティング、ビジネスを支える IT インフラとして台頭し、現在では政府のデジタル戦略や民間企業のイノベーションに不可欠な存在となっています。AI 技術の発展とともに、世界中でデータセンター開発に対する急速な変革が生じており、データセンター施設の設計、立地選定、投資戦略の各側面において、大きな影響を与えています。

データセンターの分野は大きな「機会」を生み出していますが、一方でデータセンターを取り巻く環境は複雑かつダイナミックであり、幅広い法的課題を含み、戦略的取引、規制遵守、革新的ソリューションといった項目に総合的に取り組んでいかねばなりません。もちろん、サステナビリティも重要なテーマとなります。

本レポートでは、デベロッパー、投資家、オペレーターの各関係者のために、現在のデータセンターの資金調達・投資環境、開発、計画、運営、税務等の状況を概観し、主要な問題について触れております。

本レポートへのアクセスはこちら。



- **一定の従業員に対する競業避止条項の禁止**

本法案は、フルタイム勤務に換算した年間収入が連邦公正労働法（Fair Work Act 2009）上の高所得基準額（high income threshold、2026 年 7 月 1 日以降は年額 190,100 豪ドル）を超える従業員を除き、競業避止条項を禁止する。

この判断においては、事前に金額を確定することのできない報酬（大半のインセンティブやコミッション等）は算入されない。そのため、基本給が比較的低く、コミッションの割合が高い営業職の従業員等については、特に注意が必要となる。

- **同僚従業員の勧誘禁止条項の禁止**

本法案は、競業避止条項に加え、同僚従業員の勧誘を禁止する条項も禁止する。競業避止条項とは異なり、高所得の従業員を適用対象から除外する例外は設けられていない。

- **カスケード型条項の禁止**

オーストラリアでは、制限期間や対象地域について複数の選択肢を段階的に定める、いわゆるカスケード型条項が用いられてきた。例えば、制限期間について「12 か月、9 か月又は 6 か月」、対象地域について「ニューサウスウェールズ州、ビクトリア州又はクイーンズランド州」と定める方法である。この方法により、裁判所は、制限を最大限の範囲で強制することは不合理と判断した場合であっても、特定の期間及び地域に限って制限を強制することが可能であった。

本法案はこのようなカスケード型条項を禁止し、これに該当する条項は効力を有しないものとしている。そのため、今後、退職後の制限を設ける場合には、個々の従業員に応じて、その内容を十分に検討する必要がある。

- **退職後の制限に関する法制度の変更**

本法案の下では、連邦公正労働法の適用対象となる従業員（national system employees）に係る退職後の制限は、同法によってのみ規律され、特定の雇用関係を通じて得た秘密情報の保護、又は顧客との関係の不正利用の防止を目的とする場合に限り認められ得る。その結果、強制可能な制限は、顧客の勧誘を制限する条項及び秘密情報の保護を目的とする条項のみとなり、これらについても合理的かつ必要な範囲を超えないことが求められる。

また、ニューサウスウェールズ州取引制限法（Restraints of Trade Act 1976 (NSW)）は、これらの従業員に係る雇用関係上の制限に適用されなくなる。

- **違反に対する制裁金**

本法案への違反については、会社の場合は最大 109,200 豪ドル、個人の場合は最大 21,840 豪ドルの制裁金が科され、故意又は無謀に行われた違反については、それぞれ最大でその 10 倍の制裁金が科され得る。

もっとも、雇用契約に禁止される条項を含めたことに対する制裁金については、施行日から 6 か月間の猶予期間が設けられる予定である。

- **既存の契約への適用**

本法案は、施行前に締結されたか施行後に締結されたかを問わず、競業避止条項及び同僚従業員の勧誘禁止条項に適用される予定である。したがって、施行前に従業員と制限条項について合意しておくことによって、規制の適用を回避することはできない。

「アジア太平洋地域雇用法トレンド」最新レポート発行（英語）

世界的な不確実性が続く中、アジア太平洋地域の企業は複雑な課題に直面しています。労働規制や従業員の期待値の変化に対応するため、企業は迅速かつ戦略的な判断が求められています。

こうした状況では、雇用法の最新動向を把握することが不可欠です。本レポートでは、企業が直面するリスクや機会について、タイムリーな法的インサイトと実践的なガイダンスを提供します。

是非ご一読の上、さらに詳細をお知りになりたいときは弊所人事労務グループまでご相談ください。

本レポートへのアクセスはこちら。



企業に求められる対応

本法案に関する意見募集は、2026 年 10 月 2 日まで実施された。本稿執筆時点において、本法案が議会に提出されたことは確認されておらず、政府は 2027 年からの施行を見込んでいる。

本法案が成立した場合、上級管理職以外の従業員についても競業避止条項に依拠してきた企業は、事業の継続性を確保し、法的及び業務上のリスクを軽減するため、代替的な保護措置を早期に検討することが重要となる。

具体的には、以下の措置が考えられる。

- **退職通知期間の長期化**

退職の通知期間は、本法案の対象外とされている。通知期間を長くすることにより、重要な従業員の退職に伴う引継ぎ等を行い、事業上の利益を保護するための時間を確保することができる。

- **ガーデン・リーブ（gardening leave）条項の整備**

通知期間中、雇用関係を継続し、給与を全額支払いつつ従業員を通常業務から外す取扱いについて、適切な条項を整備する。

- **秘密保持条項及び知的財産権条項の強化**

退職後の制限を利用できない場合やその範囲が限られる場合に備えて、秘密保持条項及び知的財産権に関する条項を強化する。

- **重要な従業員の定着策の検討**

重要な従業員の退職そのものを防ぐための施策を検討する。

本法案は、退職後の制限に関する従来の契約実務に大きな影響を及ぼす可能性がある。オーストラリアで従業員を雇用する企業は、今後の法案審議の状況を注視するとともに、既存の雇用契約に含まれる競業避止条項、同僚従業員の勧誘禁止条項及びカスケード型条項を確認し、必要に応じて代替的な保護措置を準備することが望まれる。

最初のページに戻る

3. 米州

米国

SEC による委任状制度の見直し案 ― 株主提案ルール及び委任状勧誘規則の現代化

概要

2026 年 9 月 16 日、米国証券取引委員会（SEC）は、連邦の委任状勧誘制度を大幅に変更する 2 つの規則改正案を公表した。

一つ目の改正案では、株主提案を会社の委任状資料に掲載すべき場合を定める Rule 14a-8 を廃止するとともに、Rule 14a-4(c)を改正し、株主提案の取扱いを州法及び会社の定款等に委ねる方向への転換が提案されている。二つ目の改正案は、投資家保護を維持しつつ企業等のコンプライアンス負担を軽減するため、委任状勧誘に関する手続を簡素化・現代化するものである。

いずれも現時点では提案段階であり、2027 年の委任状勧誘シーズンまでに最終規則が施行されない可能性が高い。そのため、米国上場会社は、2027 年の年次株主総会については現行ルールを前提に準備を進める必要がある。

「グローバル秘匿特権ガイド」第5版発行（英語）

「グローバル秘匿特権ガイド」第 5 版では、新たな法域としてチリ、コロンビア、サウジアラビア、スイス、ウクライナ及びベネズエラが追加され世界主要 38 法域の秘匿特権に関する法令と実務を包括的に網羅しています。サイバーインシデント対応や社内調査における秘匿特権の適用範囲、AI ツールの出入力に関する秘匿性の問題、クロスボーダー取引の秘匿特権の扱い等、実務上の重要課題についても詳しく解説しています。各国ごとに異なる複雑な秘匿特権のルールを把握し、現地弁護士との秘密保持を徹底する必要がある企業にとって、貴重なリソースとなります。

是非ご一読の上、さらに詳細をお知りになりたいときは**弊所紛争解決グループ**までご相談ください。

本ガイドへのアクセスは**こちら**。



主なポイント

株主提案を会社の委任状資料に掲載する必要がある場合について定める連邦証券法上の Rule 14a-8 による規律が廃止されると、株主提案の取扱いは、州法及び会社の定款等（州法で認められる場合）に委ねられることになる。

Rule 14a-4(c)の改正により、Rule 14a-8 の適用外で提出された株主提案について、会社がより柔軟に裁量的議決権行使権限を取得できるようになる一方、各株主は自己の株式について当該権限の行使を阻止することを選択できるようになる。

その他、以下の措置が提案されている。

- 直近の年度について Form 10-K を提出済みの会社について証券保有者向け年次報告書（ARS）の別途提供義務を廃止すること
- Broker search の最低期間を 20 営業日前から 5 営業日前へ短縮すること
- 大株主（当該企業の株式を 500 万米ドル以上保有する者）が書面による適用除外勧誘を行う場合に EDGAR に「適用除外勧誘通知（Notice of Exempt Solicitation）」を提出することを義務付けている Rule 14a-6(g)を廃止すること

詳細

Rule 14a-8（株主提案ルール）の廃止案

- Rule 14a-8 は、上場会社が株主提案を自社の委任状資料に掲載しなければならない場合について定めている。株主は州会社法や会社の定款等に基づいて提案することもできるが、これらの手続では多くの場合、当該提案を会社の委任状説明書に掲載すべきか否かが定められていない。SEC は近時、Rule 14a-8 に基づく株主提案プロセスへの SEC 職員の関与を削減する措置を講じており、直近では、現行の Rule 14a-8 で認められている 1 つ以上の事由に基づき会社が株主提案を委任状説明資料から除外する意向を通知した場合、これに対して SEC が一切の意見を表明しないことを発表している。
- SEC は、Rule 14a-8 が委任状に関連する開示や手続上の事項を規制する範囲を超え、代わりに株主提案がいつ、どのように提出され、採決されるかを規定しており、これらは伝統的に州の会社法の管轄に属する分野であるとの立場をとる。

Rule 14a-4(c)（裁量的議決権行使）の改正案

- Rule 14a-4(c)は、Rule 14a-8 によらず提出され、株主総会の議題となるものの、会社の委任状資料には含まれない株主提案について、会社がどのような場合に裁量的に議決権を行使できるかを定めている。現行制度では、提案者が Rule 14a-4(c)の要件を満たしている場合、経営陣側委任状保有者は裁量による議決権行使をすることはできない。
- 改正案では、下記の変更が予定され、個々の株主が自身の保有株式についてのみ会社の裁量権行使を阻止できる仕組みへと移行することとなる。
 - 提案株主が所定割合の株主に対して自身の委任状資料を配布しているか否かにかかわらず、会社は Rule 14a-8 によらない株主提案に関して、裁量的議決権行使権限を取得できる。

「グローバルグループ再編ガイド」発行

世界各国で多くのグループ企業を有する欧米の多国籍企業は、越境合併、越境分割、越境組織変更や税務上の居住地の変更等、組織再編の手法を活用して積極的・頻繁にグローバル規模のグループ再編を検討、実施し、戦略的目的を実現しています。日本企業の間では、多国籍企業化してからの歴史が比較的浅いこともあり、欧米の競争相手に比べて、グローバル規模でのグループ再編に取り組むことは未だ一般的になっていません。このような問題意識から、本ニューズレターにて3回にわたり連載した日本企業による「グローバルグループ再編シリーズ」をまとめたガイドを発行いたしました。

日本企業によるグローバルグループ再編の検討材料のひとつとなり、厳しさを増す国際環境での競争力強化の一助となれば幸いです。

本ガイド（無料）をご希望の方は**メール**にてご連絡ください。



- 会社は、経営陣側委任状保有者による当該裁量権の行使を容認する場合、委任状説明書に当該事項の概要及び投票方針を記載するとともに、委任状に当該記載への参照を明記することが必要となる。

- 株主は委任状上のチェックボックスに印を付けることで、自身の保有株式について経営陣側委任状保有者が当該権限を行使することを阻止することができる。

委任状勧誘規則の現代化

改正案は、投資家保護を維持しつつ、技術の進歩や株主とのコミュニケーション手段の変化を踏まえて、企業のコンプライアンス負担の軽減を意図している。

1. 年次報告書（ARS）の提供義務の廃止

直近事業年度の Form 10-K を既に提出している会社について、取締役を選任する株主総会に際して、委任状説明書と同時又はそれより前に、別途、ARS を株主に提供する義務を廃止することが提案されている。

Form 10-K 及び ARS は EDGAR 上で容易に閲覧できることから、SEC は、当該改正によって重複やコストを削減できるとしている。

2. Broker search 期間の短縮

現行制度では、会社は、株主総会の基準日の少なくとも 20 営業日前までに、名義株主に対して、実質株主への送付に必要な委任状資料の部数を確認する必要がある。

通信手段の発達により、現在ではこのプロセス（Broker search）を 3 日程度で実施できるようになったことから、この最低期間を基準日の 20 営業日前から 5 営業日前に短縮することが提案されている。

3. 参照方式を利用する委任状説明書の 20 営業日前送付要件の廃止

委任状説明書に他の提出書類の情報を参照により組み込む場合、会社は株主総会の少なくとも 20 営業日前までに委任状説明書を株主に送付する必要があるが、改正案はこの要件を廃止する。Forms S-4 及び F-4 における同様の要件についても廃止が提案されている。

4. Notice of Exempt Solicitation の廃止

現行の Rule 14a-6(g)では、会社の証券を 500 万米ドル以上保有する大株主が書面による適用除外勧誘を行う場合、EDGAR 上で適用除外勧誘通知（Notice of Exempt Solicitation）を提出する必要がある。改正案ではこの Rule 14a-6(g)を廃止し、また、義務によるものか任意によるものかを問わず、適用除外勧誘通知を全面的に廃止する。

5. 委任状説明書への連絡先情報の記載

Schedule 14A 及び Schedule 14C の表紙を改定し、当該届出書に関する質問や意見に対応できる担当者の連絡先を記載することが義務付けられる。

今後の対応

- Rule 14a-8 が廃止された場合に適用される州法や会社定款・細則に基づき、株主提案がどのように取り扱われるかを確認し、必要に応じて定款

等の改正を検討する。Rule 14a-4(c)の改正により株主提案が同 Rule に更に依拠することの潜在的な影響を検討する。

- Rule 14a-4(c)の改正案によるチェックボックス方式の導入に向けた運用準備状況を評価する。これには、概要や相互参照の記載方法及び提示方法の検討も含まれる。
- 20 営業日の送付要件の廃止及び Broker search 期間の短縮を踏まえ、委任状資料の作成・配布スケジュールを見直す。
- Form 10-K を提出している会社について ARS 提供義務が廃止されることを踏まえ、現行の ARS 提供手続を見直し、例えば社長からのメッセージ等を掲載するために任意に ARS の提供を継続するかを検討する。
- 改正案について意見のある会社や投資家は、意見提出を検討する。

今回の改正は現時点では提案段階であり、2027 年の委任状勧誘シーズン開始前に発効する可能性は低いことから、2027 年については引き続き現行ルールを前提として準備を進める必要がある。

最初のページに戻る

コロンビア

最新情報 ー 組織再編に関する規則の簡素化

概要

コロンビアにおける組織再編に関する規制枠組みが大幅に改正された。新たな通達に基づき、会社監督局は、一般許可制度の対象となる取引の範囲を拡大し、事前許可を必要とする取引を減らすとともに、所要期間を短縮することにより、合併及び会社分割に適用される一般許可制度及び個別許可制度を簡素化した。これと並行して、財務・公共信用省（Ministry of Finance and Public Credit）は、コロンビア中央銀行への外国投資の変更又は取消しに関して、従前設けられていた 6 か月の期間要件を撤廃し、いつでも届出を行うことができるようにした。その結果、当該期間要件を遵守しなかったことを理由に係属する行政制裁手続は、有利な法令を適用する原則に基づき、取り下げられなければならない。これらの改正により、コロンビアにおける組織再編及び外国投資に関する法令遵守が促進されることが期待される。

1. 会社監督局の新たな規則により、合併及び会社分割の手続が円滑化

会社監督局は、2026 年 7 月 2 日付 External Circular No. 100-00020（以下、「本通達」）を発出し、合併及び会社分割に関する手続を簡素化した。本通達の第 5 章では、合併及び会社分割に伴う定款変更に適用される一般許可制度及び個別許可制度が全面的に改正された。以下の要件を満たす合併及び会社分割は、一般許可制度の対象となる。

① 資産額又は収益額を理由として会社監督局の監督対象となっている会社

② 資産額又は収益額を理由として会社監督局の監督対象となっている会社のうち、共通の支配下にあるか、又は同一の企業グループに属する会社であって、以下の条件を満たすもの

- 支配関係又は同一の企業グループへの所属が商業登記簿に登記されていること

- 合併又は会社分割が、各社の引受済みかつ発行済みの全株式により全会一致で承認されていること
- 当該取引の結果として存続する会社の資産額が、その負債額の少なくとも 2 倍であること
- 当該取引に参加する事業体が、法令並びに本通達に定める透明性及び情報開示に関する要件を遵守していること

③ 会社監督局以外の政府機関の監督対象となっているものの、当該政府機関が定款変更を許可する権限を有していない会社であって、当該会社が、共同又は単独で、会社監督局の監督対象となるための資産額及び収益額の基準を超えていないもの

本通達は、合併又は会社分割を伴う定款変更について、以下の場合には個別の事前許可が必要となる旨を定めている。

① 当該取引が、会社監督局の管理対象となっている会社によって行われる場合

② 当該取引が、資産額又は収益額以外の理由により会社監督局の監督対象となっている会社によって行われる場合、又は一般許可制度の適用要件を満たしていない会社によって行われる場合

③ 当該取引が、定款変更を許可する権限を有していない他の政府機関の監督対象となっている会社によって行われ、かつ、当該会社が一般許可制度の適用要件を満たしていない場合

2. 外国投資の登録：変更及び取消しに関する期限の撤廃

財務・公共信用省は、2026 年 8 月 5 日付 Decree 1044（以下、「本政令」）を発出し、2015 年 Decree 1068 第 2.17.2.5.1.1 条を改正することにより、コロンビアにおける外国投資及びコロンビアから国外への投資の変更及び取消しをコロンビア中央銀行に登録するための 6 か月の期間要件を撤廃した。2026 年 8 月 7 日以降、外国投資として登録された投資の変更及び取消しは、いつでも行うことができる。

3. 行政制裁手続：外国投資

外国投資登録の変更又は取消しに関する 6 か月の期間要件が撤廃されたことを受け、本政令は、当該 6 か月の期間要件を遵守しなかったことに起因する外国為替規制違反に関して係属中の行政制裁手続には、有利な法令を適用する原則が適用される旨を定めている。したがって、当該手続は、何らの制裁も科すことなく取り下げられるべきである。上記の改正により、合併及び会社分割をより容易かつ迅速に実施できるようになるとともに、企業構造の簡素化及び事業運営の再編をより効率的に行うことが可能となる。各組織の具体的な状況に照らし、これらのメリットを活用できるかどうかを検討することを推奨する。

最初のページに戻る

4. 欧州

英国

企業報告制度の見直しに向けた英国政府のコンサルテーション

概要

2026 年 9 月 7 日、英国ビジネス・イノベーション・科学・通商省は、「長期的な経済成長を支えるための企業報告制度の現代化（Modernising Corporate

Reporting to support long-term economic growth）」と題するコンサルテーション（以下、「本コンサルテーション」）を公表した。

本コンサルテーションは、現在の英国の企業報告制度が複雑であり、会社法上の基本的な枠組みも含めて現代化する必要があるとの英国政府の認識を踏まえ、企業報告制度を抜本的に見直すことを提案するものである。提案が全面的に実施された場合、英国の上場会社とそのステークホルダーとの関係の在り方に、一世代に一度ともいえる大きな変化をもたらす可能性がある。

本コンサルテーションの意見募集期間は 2026 年 11 月 30 日までであり、英国政府は、意見募集終了後 6 か月以内にその結果を公表することを目指している。本稿では、本コンサルテーションのうち、特に英国の上場会社に関連する提案を概説する。

主な提案

1. バーチャル株主総会

英国政府は、株主の同意を条件として、会社が完全バーチャル形式で株主総会を開催できることを明確化するため、2006 年会社法を改正する方針である。本コンサルテーションでは、完全バーチャル形式の株主総会を認めるに当たり、どのような株主保護措置が必要であるかについて意見を求めるとともに、想定される保護措置の例を示している。

2. 取締役報酬に関する開示

英国政府は、各取締役の報酬総額、報酬委員会委員長の報告、業績評価指標の適用方法、将来の報酬方針並びに CEO 報酬及び株主総利回り（Total Shareholder Return、「TSR」）の 10 年間の推移を示すグラフ等、主要な開示事項を維持することを提案している。報酬総額については、その算定方法が見直される可能性がある。

一方、CEO と従業員の報酬比率、報酬に関する相対的支出、株価が 50%上昇した場合の報酬額の例示のほか、報酬委員会の活動や外部アドバイザーに関する事項、業績悪化や不正等が判明した場合に役員報酬を減額し、又は既に支給した報酬の返還を求める仕組み（マルス・クローバック）、従業員及び株主との対話の状況、役員報酬と会社の業績との整合性並びに取締役報酬に対する株主の重大な反対への対応に関する法定開示については、廃止することが提案されている。

3. 取締役報酬報告に対する毎年の株主投票

英国政府は、取締役報酬報告に対する毎年の勧告的な株主投票を廃止することも提案している。一方、報酬方針について少なくとも 3 年に一度実施される現行の拘束力のある株主投票については、維持する方針である。

4. 配当及び資本維持

英国政府は、現在の分配可能利益及び資本維持を基礎とする制度に代えて、配当その他の会社行為の適法性を会社の支払能力に基づいて判断する制度を導入することを提案している。この制度の下では、取締役は、配当を行っても会社が事業を継続する能力に影響を及ぼさない旨を表明することが求められる。

5. コーポレート・ガバナンスに関する報告

英国政府は、戦略の策定及びリスク管理は通常グループ全体で行われていることを踏まえ、コーポレート・ガバナンスに関する報告を個々の会社単位からグループ単位へ移行することを提案している。また、報告の対象となる「コーポレート・ガバナンス」の範囲を見直すこと及び当該

報告を年次報告書ではなくウェブサイト上で行うことについても検討している。

6. 気候変動関連の開示

本コンサルテーションでは、気候変動に関する財務情報の開示自体を変更することは提案されておらず、当該制度については、別途、制度導入後のレビューが行われている。もっとも、重複する開示を最小限に抑える観点から、気候関連財務情報開示（Climate-related Financial Disclosures、「CFD」）、英国サステナビリティ報告基準（UK Sustainability Reporting Standards、「UK SRS」）及び今後導入される可能性のある移行計画に関する開示要件をどのように整理・調整すべきかが検討されている。

また、本コンサルテーションの結果を踏まえ、英国政府は、UK SRS を 2006 年会社法上の国内報告の枠組みとして位置づけることを明確化し、企業が UK SRS に基づく気候関連の情報開示を行うことにより、内容が重複する CFD 上の開示義務も充足できるようにする方針である。更に、戦略報告書に適用される、より厳格な責任基準を、戦略報告書以外に記載されるサステナビリティ関連の情報開示にも適用することが示されている。

7. ジェンダーに関する開示

現在、一定の上場会社（quoted companies）は、取締役、シニアマネージャー及び従業員について、性別ごとの人数を開示することが求められている。英国政府は、この法定開示義務を廃止することを提案している。本コンサルテーションは、金融行為規制機構（Financial Conduct Authority、「FCA」）の上場規則に類似の開示要件があり、現行の会社法上の開示義務と重複していることを指摘している。

年次報告書に関するその他の主な変更

1. 2006 年会社法第 172 条第 1 項に基づく報告

現行の 2006 年会社法第 172 条第 1 項に基づく報告を廃止し、会社の長期的な成功にとって重要な経営資源及びステークホルダーとの関係に焦点を当てた、新たな開示に置き換えることが提案されている。

2. 戦略報告書

現行の詳細かつ規範的な要件の大部分を廃止し、基本的な事項の開示を求める制度に置き換えることが提案されている。基本的な開示事項は、ビジネスモデル、業績、経営資源及びステークホルダーとの関係、企業戦略並びにリスクの 5 分野である。

3. 非財務情報・サステナビリティに関する報告

環境、従業員、社会、地域社会、人権、腐敗防止及び贈収賄防止に関する既存の個別の報告要件を多数廃止する一方、財務上重要な事項については引き続き開示を求めることが提案されている。

4. 報告義務の適用基準

非財務情報の開示に関して現在複数存在する基準及び定義を、「超大規模（very large）」企業という新たな会社区分を導入することにより整理及び統合することが提案されている。

5. 株主への情報提供

株主が書面による交付を選択できる権利を確保しつつ、電子的方法による情報提供を原則とすることが提案されている。

まとめ

本コンサルテーションは、英国の企業報告制度全体の抜本的な見直しの一環である。今回の提案の多くは、英国の上場会社による市場への情報開示及び株主との関係の在り方を大きく変える可能性がある。

特に、完全バーチャル形式による株主総会の導入及び取締役報酬報告に対する毎年の勧告的な株主投票の廃止は、現在の企業と株主との関係及び対話の方法に直接的な影響を及ぼす可能性がある。

また、本コンサルテーションの提案が全面的に実施された場合、今後の年次報告書は大幅に簡素化される可能性がある。これにより、年次報告書には真に重要かつ関連性の高い情報のみを掲載すべきであるという、各種業界団体が従来から掲げてきた目標の実現にもつながることが期待される。英国の上場会社及び英国で事業を行う企業は、今後の追加的なコンサルテーション及び制度の具体化を含め、本改革の動向を引き続き注視する必要がある。

最初のページに戻る

英国

米国の撤回可能な生前信託 ― 委託者、受託者及び受益者が留意すべき英国税務上の落とし穴

はじめに

英国が長年採用してきた永住地を基準とする課税制度から居住地を基準とする制度へ移行したことにより、新たに英国に移住する個人には、英国居住開始後最初の 4 年間について、有益な税務上の機会が生まれている。新たな国外所得・譲渡益制度（以下、「FIG 制度」）の下では、一定の要件を満たす個人は、英国外で生じた所得及び譲渡益について英国での課税を免れ、これらの資金を英国に持ち込む際にも英国で課税されない可能性がある。

しかし、米国内での相続対策の一環として撤回可能な生前信託を既に設定している場合、こうしたプランニングは複雑になり得る。このような信託を利用している例は少なくない。米国では、撤回可能な生前信託は一般的であり、広く利用されている。プライバシーの保護及び資産管理の継続性を確保できるほか、とりわけプロベート手続（裁判所の関与する遺産管理手続）を回避又は簡素化できることから、実用的な遺言の代替手段として扱われることが多い。他方、英国との関係を有する個人については、同じ仕組みでも全く異なる評価がなされる可能性がある。そこでは、一見単純でありながら、実際には難しい問題が生じる。すなわち、そのような生前信託が英国法上そもそも信託に該当するのか、ベア・トラストに該当するのか、それとも英国の信託に関する特別の税務規定が適用される信託に該当するのかという問題である。この分類は、所得税及びキャピタルゲイン税の取扱い、相続税の課税の有無及び範囲、受託者の居住者判定、英国における報告義務並びに英国居住者である受益者への支払に係る税務上の取扱いを左右するため、極めて重要である。また、その判断は個別の事実関係に左右され、信託証書、適用される米国の州法及び特に委託者（米国では「グランター」とも呼ばれる）が生前に留保する権限によって異なる。

したがって、委託者、受託者及び受益者は、英国での居住開始前に、当該仕組みが英国法上どのように性質決定される可能性があるか、また、それに伴いどのような課税又は報告義務が生じ得るかを把握しておく必要がある。

米国の撤回可能な生前信託の特徴

米国法を準拠法とする撤回可能な生前信託は、しばしば「遺言の代替手段」と表現される。委託者は通常、生前は、信託の変更又は撤回及び分配の指示

を行う権限を留保するとともに、信託財産から生じる経済的利益を引き続き享受する。委託者の死亡後に利益を受ける予定の受益者は、通常、その死亡後に初めて利益を享受し、委託者の生前には受託者に対して法的に行使できる権利を有しない場合がある。

これは単なる契約上の文言の問題ではない。米国の多くの州では、信託が撤回可能であり、かつ委託者が判断能力を有する間、受託者は委託者に対してのみ義務を負うとされている。信託の準拠法上そのような規定がある場合、死亡後に利益を受ける予定の受益者が一見有しているように見える利益は、単なる期待にとどまる可能性がある。英国法の観点からは、その地位は、現に行使可能な信託上の権利を有する受益者というよりも、存命中の者の遺言に記載された者の地位にはるかに近い。

英国法上、信託に該当するか

最初に検討すべきは、米国法を準拠法とする撤回可能な生前信託が英国税法上問題となる意味での信託に該当するか否かである。外国で「信託」と呼ばれる仕組みであっても、英国法上、あらゆる場面で信託として扱われるとは限らない。英国法上の判断では、その名称ではなく、当事者の合意内容を表す文書及び準拠法によって生じる権利義務に着目する。

例えば、委託者が唯一の受託者を兼ね、資産に対する完全な支配権を留保している場合、英国法上は、委託者の生前には実質的な信託が存在しないとすべき可能性がある。英国法上は、委託者が他者のために資産を保有しているとは実質的にいえないためである。むしろ、委託者が引き続き資産を完全に所有し、その死亡時に効力を生じる遺言に相当する仕組みが設けられているものと評価される可能性がある。

委託者とは別の受託者が存在する場合又は委託者若しくは受託者が複数存在する場合には、英国法上、信託が成立する可能性がある。しかし、必ずしも、英国税法上も信託が成立しているとはいえない。受託者が委託者に対してのみ義務を負い、委託者が受託者に対して自己の指示に従った資産の処理を法的に求めることができる場合、当該信託は、実質を伴う信託設定というよりも、ベア・トラストに近いものと評価される可能性がある。

ベア・トラストと信託設定の区別

英国の所得税及びキャピタルゲイン税において、ベア・トラストと信託設定の区別は極めて重要である。ベア・トラストは、概ね税務上透明なものとして扱われ、その基礎となる所得及び譲渡益は受益者に直接帰属するものとされる。これに対し、信託設定には特別の法令上の規定が適用され、所得及び譲渡益が委託者若しくは受益者に帰属するものとされ、又は受託者に直接課税される場合がある。

相続税においても、この区別は同様に重要である。ベア・トラストの対象財産は、信託財産として扱われるべきではない。一方、信託設定には、関連財産制度（relevant property regime）が適用され、財産の拠出時、10 年ごとの応当日（アニバーサリーチャージ）及び財産の払出し時（エグジットチャージ）に課税が生じる可能性がある。したがって、この区別は、米国法を準拠法とする撤回可能な生前信託への資産の移転又は当該信託における資産の保有により、直ちに又は将来、相続税が生じるか否かを左右し得る。委託者に生前の完全な支配権を認める米国法を準拠法とする撤回可能な生前信託は、多くの場合、英国税務上、ベア・トラスト、又は委託者の死亡までは実質的に遺言に相当する仕組みとして取り扱うべきである。受託者が委託者に対してのみ義務を負い、死亡後に利益を受ける予定の受益者が委託者の生前に法的に行使できる権利を有しない場合には、このような解釈が特にあてはまる。

このような解釈は税務上有利なものとなり得るが、リスクがないわけではない。英国歳入関税庁（以下、「HMRC」）は、米国の撤回可能な生前信託の取扱いを明確にする包括的なガイダンスを公表していない。そのため、アドバイザーは、信託証書、関連する準拠法及び参照可能な判例等に基づいて慎重に検討する必要がある。対象となる金額が多額に上る場合には、HMRC のガイダンスが公表されていないこと自体が、リスク分析上の重要な要素となり得る。

判断能力の喪失及び死亡に伴う取扱いの変化

米国の撤回可能な生前信託が、ベア・トラスト、又は委託者の生前には実質的に遺言に相当する仕組みとして扱われる場合であっても、委託者の死亡又は判断能力の喪失により、その評価が変わる可能性がある。死亡時には、委託者は信託を撤回することも受託者に指示することもできなくなる。このとき、資産が受益者に直接分配されず、受益者のために存続する信託の下で保有される場合には、当該信託が英国税務上も実質を伴う信託設定として取り扱われる可能性がある。

特に注意を要するのが、判断能力の喪失である。信託証書及び準拠法上、委託者の撤回権を、授権を受けた代理人、後見人その他の代表者が行使できない場合、委託者は、それまでベア・トラストとしての取扱いの根拠となっていた支配権を失う可能性がある。その結果、従前は信託設定に該当しなかった仕組みが、委託者の生前に信託設定となり、予期せぬ英国の課税が生じる可能性がある。例えば、対象資産が英国の課税の及ぶ範囲内にある場合には、信託への財産拠出時に課される相続税（entry charge）が生じる可能性がある。

受託者の居住者判定及び英国における報告義務

概括すると、すべての受託者が英国居住者である場合、キャピタルゲイン税上、受託者は英国居住者として扱われる。英国居住者と非英国居住者の受託者が混在する場合には、信託の設定時又は財産の拠出時に、委託者が居住地又は永住地について英国と所定の関連性を有していれば、原則として信託は英国居住者として扱われ、そのような関連性がなければ非英国居住者として扱われる。所得税上の居住者判定も、概ね受託者に着目した同様の枠組みによるが、詳細な規定及びその効果は別途検討する必要がある。信託が英国居住者と扱われるリスクは、委託者が唯一の受託者を兼ねて英国に移住する場合に特に大きい。したがって、移住前に受託者の選任状況及び意思決定の仕組みを見直すことが不可欠である。その後、信託が再び英国外へ移転した場合には、英国のキャピタルゲイン税上、受託者が一定の資産を時価で譲渡し、直ちに再取得したものとみなされ、キャピタルゲインに課税される可能性がある。

また、英国の信託登録制度（Trust Registration Service）に基づく登録の要否も検討する必要がある。ベア・トラスト又は直ちに英国での納税義務が生じない信託であっても、登録対象となる場合がある。特に、英国の土地を保有する場合又は英国居住者である受託者が存在し、かつ英国において所定の取引関係を有する場合には注意が必要である。個別の適用除外が認められる可能性はあるものの、事実関係の分析をせずにその適用を前提とすべきではない。

英国居住者である受益者

英国居住者である受益者の税務上の取扱いは、直接の相続により財産を取得するか、存続する非英国居住者の信託から分配を受けるかによって、大きく異なり得る。個人から直接相続をする場合、通常、英国の所得税及びキャピタルゲイン税の課税対象とはならない。これに対し、非英国居住者である信

託からの分配は、信託内に蓄積された所得又はキャピタルゲインに対応付けられ、これに応じて英国居住者である受益者に課税される可能性がある。

このため、財産を取得する時期及びその法的性質が重要となる。英国に移住する受益者又は米国の撤回可能な生前信託から資産を受け取る予定の受益者は、当該信託が委託者の死亡時に終了するのか、一定期間存続するのか、又は複数の信託に分割されるのかを把握しておく必要がある。英国における課税関係は、委託者の死亡後の信託の管理方法及び受益者が財産上の利益を受けるまでに所得又はキャピタルゲインが蓄積されているか否かに左右される可能性がある。

結論

米国法を準拠法とする撤回可能な生前信託は、英国法上、遺言の代替手段、ベア・トラスト及びその他の信託の境界に位置づけられ、その性質決定を巡って予期せぬ課税又は報告義務が生じる可能性がある。したがって、委託者、受託者又は受益者が英国との関係を有する場合には、英国での居住開始前に、信託証書、関係する米国の州法及び個別の事実関係を精査する必要がある。特に、撤回権を行使できる者が誰か、委託者の生前に受託者が委託者に対してのみ義務を負うか、判断能力の喪失時又は死亡時にどのような効果が生じるか、英国居住者である受託者又は英国所在資産の存在により英国での課税若しくは報告義務が生じるかという点に注意を払うべきである。

最初のページに戻る

スイス

税制改正による繰越欠損金の繰越期限の延長[1]

2028 年 1 月 1 日の改正法の施行に伴い、2020 年課税期間以降に生じた税務上の欠損金[2]につき、その繰越期間が 7 年から 10 年に延長される。

これは、近年において最も納税者に有利な改正であり、特に、スタートアップ企業並びにライフサイエンス、テクノロジー、不動産プロジェクト、インフラ投資、プライベート・キャピタル投資及び景気循環的な市場低迷の影響を受ける事業セクターにとって、価値あるプランニングの機会を生み出す可能性がある。

多額の繰越欠損金を有する企業は、改正法が施行されるタイミングまで待つのではなく、事前にその評価を行い、将来のスケジューリングを今の段階でモデル化し、延長後の欠損金の繰越期間を踏まえて、既存の税務、会計、資金調達又は組織再編の戦略を最適化できるかどうかを検討すべきである。

具体的には以下のような事項が考えられる。

- 税務上のスケジューリング及び事業計画の更新
- （欠損金の繰越期限の延長に伴うスケジューリングの変更に伴う）繰延税金資産のポジションの評価
- 取引タイミングのプランニングの見直し[3]

[1] 本稿は、ベーカーアンドマッケンジー チューリッヒ事務所のニューズレターを抄訳したものである。詳細については、当該ニューズレターを参照されたい。
[2] 直接連邦税（Direct Federal Tax）、州税（Cantonal Tax）及び自治体税（Communal Tax）それぞれについて適用。
[3] 事業売却、知的財産取引、グループ内組織再編、グループ内金融/配当等の最適なタイミングに影響を及ぼす可能性がある。

- グループ組織再編への影響の検討
- 国外支店の欠損金ポジション、ひいては、国外支店の設置に関する方針の見直し
- 第 2 の柱（特に QDMTT）に関する潜在的な影響の分析

最初のページに戻る